

特定健診・特定保健指導の場における歯科保健事業の取組（新潟県）

1 経緯

- 平成 18 年：県歯科医師会とともに、住民が受けやすい新たな歯科健診について協議し、パイロット事業を実施
- 平成 19 年：市町村でモデル事業を実施（3 市町村に県補助）
→「特定健康診査における歯の健康に関する検査実施マニュアル」作成
- 平成 20 年：本県の特定健診実施要領に歯科オプション（咀嚼能力判定試験・唾液潜血試験）を明記。実施市町村が徐々に増加

2 市町村の取組状況

- 13 市町村／30 において実施（平成 22 年度）
特定健診や特定保健指導の場で希望者に対して各種検査等を行い、当日、歯科衛生士や保健師が結果説明及び指導（個別または集団）を行い、必要に応じて受診勧奨を行う。なお、実施の場や検査内容は市町村によって異なる。
 - ① 実施の場
特定健診(10 市町村)、特定保健指導(3)
 - ② 実施主体
市町村衛生部門(12)、市町村国保(1)
 - ③ 実施検査等（複数実施有り）
咀嚼能力判定試験(7)、唾液潜血試験(9)、口腔診査(5)、歯科保健指導(12)
- 受診状況（H21 または H22）
直接健診に比べ概ね受診率は高く、住民への受け入れは良好と評価できる。

60%以上…… 1 村	<参考> 歯周疾患検診の受診率 6.7% (県内実施市町村の加重平均) ※分母は節目年齢の対象者総数 16 市町村/30 で実施(平成 20 年度)
50～60%…… 2 市村	
20～30%…… 2 市村	
10～20%…… 1 市	
10%未満…… 1 市町村	

(把握できた 7 市町村のみ)

※上記受診率の分母は特定健診の受診者数

※ 受診状況の詳細（1 市町村の例）

 - ・ 受診者の約半分はリピーター（昨年も受診）
 - ・ 待ち時間をうまく利用して勧奨すると歯科を受けてくれる。
 - ・ 当日勧めると若い世代は抵抗なく健診を受けてくれる。
 - ・ 受けない理由として「定期受診している」「去年受けたから」「混んでいて時間がかかりそう」が多い。
- 健診後の歯科医院への受診状況
2 市村が郡市歯科医師会と連携して受診状況を把握していた。
ともに、健診受診者のうち 25%程度が歯科医院を受診